



長野原町告示第 1 3 3 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

令和元年 6 月 13 日

長野原町長 萩 原 睦



別紙

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
川原湯	下打越	4 7 7 番 6	川原湯	金花山
		4 7 7 番 7		
		4 8 0 番 4		
		4 8 0 番 5		
		4 8 0 番 6		

【 変 更 理 由 】

八ッ場ダム代替地造成に伴い、分場面地が複数の字にまたがる区画が生じることから、これを整理するため、字の区域を変更するものである。

